

京都市上下水道局告示第51号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年11月26日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

亀岡市中矢田町久保垣内37番地1

株式会社おかもと工業所

代表取締役 岡本 晃

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

亀岡市西町23番地から亀岡市中矢田町久保垣内37番地1に変更

(上下水道局下水道部管理課)